

2025年8月に発生した 煙火消費中の事故を踏まえた対応について

2026年3月

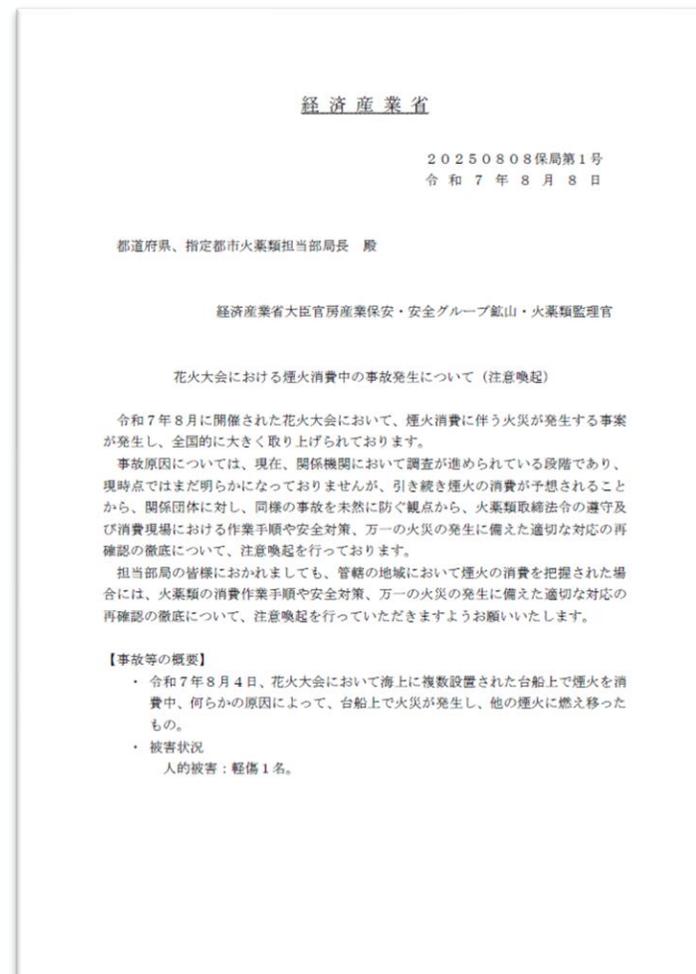
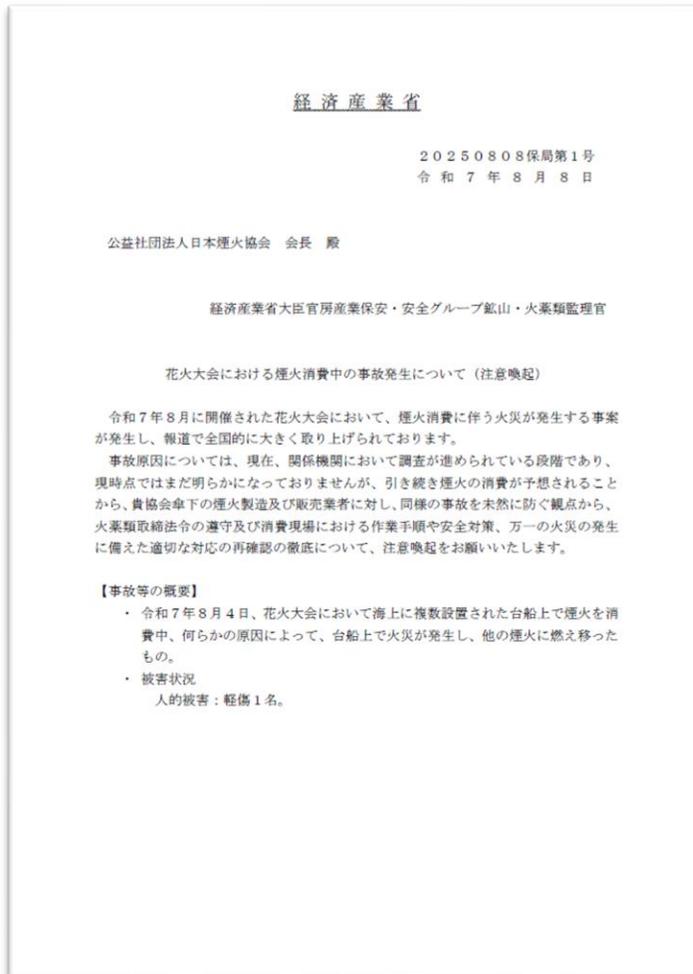
産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官付

1. 事故の概要

- 発生日時：2025年8月4日(月) 19:39頃
- 発生場所：神奈川県横浜市（花火大会（最大10号玉））
- 人的被害：なし
- 物的被害：台船の甲板及びその上物（総額1億円以上）
- 事故等級：**B 1級**（物的被害が総額1億円以上のため）
- 事故概要：
 - ✓ 海上の8隻の台船から煙火を打ち揚げたところ、うち**1隻の台船上において筒ばねが発生**。
 - ✓ **直後同台船上で小規模な火災が発生し、近くの数発の煙火が地上（海上）開発**。
 - ✓ **固定用木枠、畳、FRP製打揚筒等に延焼して台船上が火災となり、未消費の煙火が断続的に数時間にわたって打ち揚がった**。
 - ✓ 台船にいた従事者5名は海に飛び込み近くの船に救助された。
 - ✓ 翌朝7時30分頃、消防及び海上保安庁が放水作業を開始、11時10分頃に鎮火が確認された。

2. 鉱山・火薬類監理官の対応（注意喚起①）

- 2025年8月4日に発生した煙火消費中の事故を受け、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官は、事故発生から4日後の同月8日付けで、公益社団法人日本煙火協会会長宛てに、火薬類取締法令の遵守及び消費現場における作業手順や安全対策、万一の火災の発生に備えた適切な対応の再確認の徹底についての注意喚起を行い、その旨を都道府県、指定都市火薬類担当部局長宛てに通知（20250808保局第1号）。



2. 鉦山・火薬類監理官の対応（注意喚起②）

- 2025年12月10日付けで第三者委員会報告書（以下単に「報告書」という。）が取りまとめられたことを受け、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉦山・火薬類監理官は、同月24日付けで、公益社団法人日本煙火協会会長宛てに、**適切な初期対応による火災拡大の防止と資機材の安全性向上、リスクの評価の取り組みを進めることに関する注意喚起**を行い、その旨を都道府県、指定都市火薬類担当部局長宛てに通知（20251217保局第1号）。

経済産業省

20251217保局第1号
令和7年12月24日

公益社団法人日本煙火協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉦山・火薬類監理官

花火大会における煙火消費中の事故発生について（注意喚起）

令和7年8月に開催された花火大会において、煙火消費に伴う火災が発生する事案が発生し、報道で全国的に大きく取り上げられました。

今般、当該事案に係る第三者委員会報告書が取りまとめられました。煙火消費の機会が増加する年末年始を迎えるにあたり、同様の事故を生じさせないため、当該報告書で指摘されている内容を踏まえ、貴協会会員に対し、下記について取り組みを進めていただきますよう注意喚起をお願いいたします。

なお、事故原因については、現在、関係機関において調査が進められている段階であり、現時点で確定しているものではない旨、申し上げます。

記

1. 適切な初期対応による火災拡大の防止
 - ・ 筒ばね、地上開発等の危険な事象が発生した場合には、煙火の消費を中断すること。
 - ・ 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
 - ・ 打揚煙火の打揚筒の周辺で火災が発生した場合は、安全を確認した上で、できるだけ初期消火を行うこと。
2. 資機材の安全性向上、リスクの評価
 - ・ 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
 - ・ 打揚筒は覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講

ずること。

- ・ 打揚筒や打揚筒が破裂したときに発生する飛散物を遮断する防護措置等ではできるだけ不燃性物質を使用すること。
- ・ 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。

経済産業省

20251217保局第1号
令和7年12月24日

都道府県、指定都市火薬類担当部局長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉦山・火薬類監理官

花火大会における煙火消費中の事故発生について（注意喚起）

令和7年8月に開催された花火大会において、煙火消費に伴う火災が発生する事案が発生し、報道で全国的に大きく取り上げられました。

今般、当該事案に係る第三者委員会報告書が取りまとめられました。煙火消費の機会が増加する年末年始を迎えるにあたり、同様の事故を生じさせないため、当該報告書で指摘されている内容を踏まえ、関係団体に対し、下記について取り組みを進めるよう注意喚起を行っております。

担当部局の皆様におかれましても、管轄の地域において煙火の消費を把握された場合には、下記について取り組みを進めていただきますよう注意喚起をお願いいたします。

なお、事故原因については、現在、関係機関において調査が進められている段階であり、現時点で確定しているものではない旨、申し上げます。

記

1. 適切な初期対応による火災拡大の防止
 - ・ 筒ばね、地上開発等の危険な事象が発生した場合には、煙火の消費を中断すること。
 - ・ 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
 - ・ 打揚煙火の打揚筒の周辺で火災が発生した場合は、安全を確認した上で、できるだけ初期消火を行うこと。
2. 資機材の安全性向上、リスクの評価

- ・ 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- ・ 打揚筒は覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- ・ 打揚筒や打揚筒が破裂したときに発生する飛散物を遮断する防護措置等ではできるだけ不燃性物質を使用すること。
- ・ 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。

3. 今後の対応について

- 今回の事故では、危険な事象（筒ばね、地上（海上）開発）が発生したものの、打揚従事者や観客への被害は報告されておらず、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から通路、観衆の集まる場所、建物等に対する安全な距離や、打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離等の基準は一定程度機能したものと考えられる。
- 一方で、筒ばね発生直後に台船上で発生した小規模な火災段階で初期消火できず、結果として、翌朝まで鎮火できなかった点は大いに反省すべきところである。
- 現在も関係機関において捜査が継続中であり、原因が確定したものではないが、今夏の花火大会シーズンに向けて、今回の事故を教訓として他の花火大会等においても必要最小限の対策として対応すべきと考えられる点について、報告書の提言を元に検討したい。
- 具体的には、
 - ✓ 適切な初期対応による火災拡大の防止に向けた対応
 - ✓ 資機材の安全性向上等に向けた対応について、検討することとしたい。

4. 適切な初期対応による火災拡大の防止に向けた対応

報告書の提言04-01①

筒ばね、地上開発等、危険な事象が発生した場合は、当該台船の打揚責任者は速やかに打ち揚げを中断し、打揚筒等周辺に異常がないか点検する。



対応方針①

省令改正

火薬類取締法施行規則（以下「施行規則」という。）を改正し、新たに「筒ばね、地上開発等の危険な事象が発生した場合には、煙火の消費を中断し、安全を確認すること」を求めることとしてはどうか。

※ 現行規定においては、「強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合」のみ、「煙火の消費を中止すること」を求めている（施行規則第56条の4第4項第2号）。

報告書の提言04-01②

筒場の周辺で小火災が発生した場合は、安全を確認した上で、可能な範囲で打揚従事者による初期消火を行うことが求められる。



対応方針②

省令改正

施行規則を改正し、新たに「打揚煙火の打揚筒の周辺で火災が発生した場合は、安全を確認した上で、できるだけ初期消火に努めること」を求めることとしてはどうか。

※ 現行規定においては、「煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること」のみを求めている（施行規則第56条の4第1項第6号）。

5. 資機材の安全性向上等に向けた対応①

報告書の提言04-02①

打ち揚げ前の設営に当たっては、雨天時の対策を徹底するとともに、吸湿及び火の粉を防ぐため、筒蓋等を確実に装着する。



対応方針

- 現行施行規則において求められている「煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと」（施行規則第56条の4第1項第2号）を改めて徹底することとしてはどうか。

省令改正

- 加えて、施行規則を改正し、新たに「打揚筒は蓋をし、又は覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること」を求めることとしてはどうか。

※ 現行規定においては、「打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬」については、「容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをする事」を求めている（施行規則第56条の4第4項第4号）。



5. 資機材の安全性向上等に向けた対応②

報告書の提言04-02②

打ち揚げに使用する資機材は、可能な限り可燃物を避け、不燃・耐火・防火・防災物品等、燃えがたいものを採用する。



報告書の提言04-02③

安全確保の観点から、煙火玉の数量等の見直しを検討する。



対応方針

省令改正

施行規則を改正し、新たに「消費中の煙火の火の粉等により火災が発生するおそれがある場合には、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の付近に散水する等火災を防止するための措置を講ずること」を求めることとしてはどうか。

※ 現行規定においては、「煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること」のみを求めている（施行規則第56条の4第1項第6号、再掲）。

加えて、被害の拡大防止の観点から、打揚筒の設置場所に携行できるのは必要最小限度の煙火だけである旨を徹底するため、現行施行規則において求められている「打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと」（施行規則第56条の4第4項第3号）を改めて徹底することとしてはどうか。